

県南広域振興局長告示第102号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和4年10月25日

県南広域振興局長 永井 榮一

- 1 (1) 名称 花巻市内室特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の県道清水野村崎野線と市道清水野・立野2号線との交点を起点とし、起点から県道清水野村崎野線を南東に進み市道内室西3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道館・水ノ木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道姥宿・月夜線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八木・横志田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道清水野・立野2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 花巻市戸塚特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の県道石鳥谷大迫線と八幡川左岸との交点を起点とし、起点から県道石鳥谷大迫線を東に進み民有林2007林班と民有林1011林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みゴルフ場用地境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北に進み市道山根戸塚線との交点に至り、同点から同市道を北に進み八幡川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 葛丸ダム特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 花巻市地内の市道葛丸線と葛丸ダム堤体との交点を起点とし、起点から市道葛丸線を西に進み葛丸川林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み葛丸ダム湖岸線との交点に至り、同点から湖岸線を東に進みさらに北に進みさらに南東に進み葛丸ダム堤体との交点に至り、同点から同堤体を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 奥州市北上川流域奥州市街地特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市地内の県道一関北上線と奥州市と北上市の境界との交点を起点とし、起点から県道一関北上線を南東に進み市道広岡葛ノ木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道根岸栄町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み人首川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道杉ノ堂2号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道水沢競馬場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道明神堂中島線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道台町阿久戸上島線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道堤根沼尻線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道熊ノ堂町屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道中野線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道川尻本線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道高根本線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上野東大深沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大鐘中崎線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道折居館線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道北柴山十字目線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道北柴山赤斉美線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上中沢昼沢2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上沢尻前昼沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道銭倉北峠線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上大谷地川北線との交点に至り、同点から同市道を東に進み奥州市胆沢と市水沢の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道高速側道東3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高速側道東4号線との交点に至り、同点から同市道を北

に進み市道北下巾線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道高網五千刈線との交点に至り、同点から同市道を東に進み県道衣川水沢線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道中田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み県道西根佐倉河線との交点に至り、同点から同県道を北に進み茂井羅中堰右岸と市道広瀬川堤防線の延長線を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を北東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み奥州市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 奥州市水沢鶴ノ木・箕輪・鶴城特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内のJR東北新幹線北鶴ノ木トンネル南入口から鶴城トンネル北出口までの区間のうち、京ヶ森トンネル及び岩森トンネルを除く区間の軌道敷から周囲50メートルの線で囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 奥州市前沢生母西谷地特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の県道一関北上線と市道南在四ツ道線との交点を起点とし、起点から県道一関北上線を北西に進みさらに北東に進み市道北羽毛3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道町伏畔線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道成岡田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大日向線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道谷地前線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み市道谷地前線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道谷地前三沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み県道前沢東山線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み市道新田四ツ道線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道南在四ツ道線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市江刺原体特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の国道397号と林道沢田前線との交点を起点とし、起点から国道397号を西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道石原線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み伊手川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南西に進み人首川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み市道力石御免線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道石原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道玉里水沢線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道稲荷新田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み農道581号線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み林道沢田前線との交点に至り、同点から同林道を南東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 奥州市江刺越路スキー場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の県道江刺室根線と市道上口沢線との交点を起点とし、起点から県道江刺室根線を南に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林1213林班16小班と民有林1214林班2小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み江刺伊手字口沢と江刺伊手字阿原山の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道上口沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 一関市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市地内の国道4号と県道一関平泉線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み岩手県と宮城県の境界

との交点に至り、同点から同境界を西に進み、市道居留2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道川台線の交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道岩ヶ崎川台線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を北に進み市道耕整3号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道江川線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国道457号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道赤荻黒沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道沖線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道赤荻山根線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を東に進み県道一関北上線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道朴中里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み県道一関平泉線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道中里環状線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一関遊水地周囲堤との交点に至り、同点から同堤防を南に進み東大橋との交点に至り、同点から同橋を東に進み県道一関大東線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道弥栄線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み県道一関平泉線との交点に至り、同点から同県道を南に進み起点に至るまで線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 一関市大東町摺沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市大東町地内の国道343号及び456号と市道新右エ門土手1号線との交点を起点とし、起点から国道343号を北に進み市道上堺の沢八幡前線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道摺沢八幡前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡前但馬崎線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道上町堀河ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道観音堂第1支線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道観音堂1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道上町堀河ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道堀河ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道川口沼田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み県道一関大東線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道摺沢荒屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道新右エ門土手1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至るまで線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器